

子ども達が育つための

I_{NAGA}WAKUWORK PLAN

～あい・ワクワクプラン 小学校編～

猪名川町教育委員会・猪名川町小学校長会（令和5年12月策定）

1 目的

予測不可能な時代を生きていく子ども達が、生き抜いていくための力を身につけることを目的としている。

そのためには、児童の学びの質の向上や豊かな心と人間関係を培うことが求められる。

そこで、教職員が、授業を中心として質の高い学びの環境づくりに力を注ぎ、心身ともに健康で児童と向き合う時間が確保できるよう、令和6年4月から、町立小学校における働き方改革を加速させるものである。

2 超過勤務の実態

文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に、「①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内、②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内」と上限の目安時間を明示している。

町立小学校においては、令和4年度調査対象118人（管理職を含む）のうち、平均で1か月の超過勤務が上限である月45時間を超えていて80時間未満の者が22人（18.6%）、いわゆる過労死ラインの月80時間を超えている者が1人（0.8%）という実態がある。

なお、教職員の勤務時間は1日7時間45分であり、大半の教職員の勤務時間の始まりは午前8時15分、終わりは午後4時45分と定められている。

3 エフ改善の項目

（1）教育課程

ア 授業日 イ 時間割 ウ 評価の効率化 エ 下校時刻
オ 学校行事

（2）教科担任制

（3）研究と修養

（4）授業

（5）業務

4 項目ごとのプラン

以下のプランの詳細については、学校規模や児童・保護者の実態など実情に合わせて、学校ごとに柔軟かつ主体的に定めていくものとする。

(1) 教育課程

ア 授業日

夏季休業日（令和6年7月20日～8月28日）

二学期始業式：令和6年8月29日（木）

（中学校：令和6年8月26日（月））

イ 時間割

6時間授業の縮減

- ・5時間授業の日を週に2回確保する。（全学年）
- ・1学期の授業時間を一部削減する。（1・2年生）
- ・始業式後や終業式前の短縮授業の実施

・必要に応じて個別支援、教育相談、諸会議、授業研究等に充て、学びや生活の質の向上を図り、児童と向き合う時間を確保しながら、教職員間の情報の共有や支援のあり方に関する共通理解を深める。

ウ 評価の効率化

- ・評価項目すべてを観点別評価に変更（国語・算数も含めて）
- ・校務支援システムの活用によりはげみ評価、指導要録評価の省力化

・知識・理解を大切にしつつ、児童が考え議論する授業づくりを促進する。
・評価については単元テストを効果的に活用し、指導と評価の一体化をさらに進める。

エ 下校時刻

始業時刻を早めたり、清掃時間や休み時間を削減したりすることによる下校時間の繰り上げ

オ 学校行事

学校教育目標の達成、児童の成長に資する学校行事の再構成

行事を実施することによる教育効果を見直し、各学校で既存の行事のあり方を工夫改善する。

- ・家庭訪問の実施方法を改善する。
- ・運動会や音楽会、卒業式などの内容を見直し、準備時間を縮減する。
- ・連合音楽会を廃止して、動画等で交流をおこなう。

(2) 教科担任制

現行「兵庫型」学習システムによる一部教科担任制の学年を拡大して実施する。
学校規模に応じて、担任の授業交換を推進する。

- ・教員の専門性を発揮できる。
- ・指導する教科が限定されるため、教材研究に専念し、質の高い教科指導に必要な授業準備ができる。
- ・児童にとって、自分にかかわる教師が増え、考え方や人間関係に幅が出る。
- ・教員にとって、多面的・多角的な児童理解ができる場面が増え、教員同士の連携が一層強まる。

(3) 研究と修養

改正教育公務員特例法を受けて改正された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった新たな教師の学びを実現できるよう、研修機会と研修体制を見直す。

- ア 校内研修の日常化・活性化（互いの授業参観・批評）
- イ 学校の課題に対応した研修の精選・重点化と協働的な学び
- ウ 管理職の下での、個々のステージに応じた主体的・自律的な研修内容

(4) 授業

主体的・対話的で深い学びの主語は「子ども」である。

主体的・対話的で深い学びの実現のためには、授業改善に向けて「学習者の視点」と「授業者の視点」との往還が重要であるとの認識を基本に、各教科研究会、各学校等での取組を進める。

(5) 業務（仕分け）

児童の育ちを第一とする教職員の働き方について、以下の考え方を保護者や地域住民と共有する。

ア 中央教育審議会答申（平成31年1月25日）

【学校以外で担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答
- ②児童生徒の休み時間における対応
- ③校内清掃

【教師の業務であるが、教師の負担軽減が可能な業務】

- ①給食時の対応
- ②授業にかかる教材等の準備
- ③学習評価や成績処理
- ④学校行事の準備・運営
- ⑤進路指導
- ⑥支援が必要な児童・家庭への対応（不登校・学習支援）

イ 生徒支援の考え方

「社会ではいけないこと、許されないこと」は、「学校でもしてはいけないこと、許されないこと」であるという基本認識に立ち、教育委員会の指導・助言をもとに生徒支援を行う。

- ・ いじめ等の問題行動が発生したときは、「いじめ対応マニュアル」に基づき、町教育委員会・関係機関と連携し、組織的で速やかに対応を行なう。
- ・ 早期に保護者と共通理解を図り解決を目指す。